

みんなの力で 「郷づくり」^{ごと} ⑤0

市郷づくり支援室（津屋崎庁舎） ☎52・4913
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



平成23年度からの自治会(区)予算のポイント

従来…………… ▶ 市が決めた目的別の補助金

平成23年度から…… ▶ **自分たちで用途を決める交付金**

自由度が
アップ

市民みんなで地域自治のまちづくりを進めていくため、行政区長委嘱をやめ、目的別の補助金を廃止することにしました。これからは地域の特性に合わせて、お金の配分を自分たちで決めることができます。**人口減少と加齢**が進む自治会(区)では、福祉や防災の観点からも、**事業内容を見直し**していくことが求められています。

事業内容 見直しの一例 「敬老会」

これまで、敬老会行事等の経費として70歳以上の人数に応じた額を「敬老会扶助費」として自治会(区)に助成してきましたが、平成22年度で廃止します(自治会交付金に包含)。
趣向を凝らした敬老会はとても楽しいもので、高齢者の期待も大きいものです。しかし、対象人数は増加の一途をたどっており、お世話をする側も高齢化しているのが現状です。行事に参加しにくい高齢者もいます。敬老会の対象年齢や金額を見直し、プログラムを工夫してはどうでしょうか。
また、分別収集の手伝いなどの「生活支援」、小学校行事と合わせた「世代間交流」なども高齢者のための事業として考えられるのではないのでしょうか。

平成23年度 自治会(区)予算書の例

市の制度改革に伴って、自治会(区)予算も変わります。ポイントをお知らせします。

平成23年度交付予定額は、自治会(区)長さんに文書でお知らせしています。

収入の部		
前年度繰越金		〇円
区費	〇円×230世帯	〇円
市からの交付金		1,005,000円
美化運動補助金	(環境衛生組合連合会からの補助)	24,000円
古紙回収補助金	(古紙回収を行う団体に市が補助)	〇円
合計		〇円

市内の平均的な自治会(区)規模230世帯の場合の目安。平成24・25年度は90%の945,000円。平成26年度からは新たな算定基準を設けます。

これまで市は「行政区長」に報酬を支払ってきました。これからは、他の役員同様、自治会(区)予算の中から手当てを受け取ります。

支出の部		
事業費	〇〇費	〇円
	〇〇費	〇円
	〇〇費	〇円
管理費	〇〇代	〇円
	〇〇金	〇円
役員、組長手当て	〇円、〇円×〇人、 〇円×〇人	〇円
予備費		〇円
合計		〇円

事業内容の見直しが必要であれば、今後検討ください。

手当ての額は、予算書や決算書などで分かるようにしましょう。特定の役員に過度の負担が掛からないよう、できるだけ軽減策を考えましょう。